

公 表 第 6 号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成22年 4月30日

久留米市監査委員	島 原 修 一
久留米市監査委員	大 脇 久 和
久留米市監査委員	八 尋 義 伸
久留米市監査委員	本 村 英 幸

財務監査及び事務監査報告

第1 監査の対象及び期間

対象部局等	課等内訳	期間
子育て支援部	総務、子ども育成課、児童保育課、 家庭子ども相談課、幼児教育研究所、 保育園・保育所、子育て支援センター	平成22年 2月 8日 ～ 3月31日
企画財政部	企画調整課、広域行政推進課、財政課、広報広聴課	平成22年 2月15日 ～ 3月31日
	東京事務所	平成22年 1月28日 ～ 3月31日

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成21年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、旅費、食糧費、時間外勤務手当、自動車借上料、賃金、補助金、契約事務等を重点項目として実施するとともに、近年、公正で能率的な行政の確保に対する社会的な関心が一段と高まってきている中、行政の組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般についても、その「経済性、効率性及び有効性」の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

事務監査

〔子育て支援部・企画財政部〕

各部の定期監査の際に指導してきたように、新行政改革行動計画(平成17～21年度)の最終年度における5年間の取組の総括に関しては、単なる進捗状況や計数面での整理だけではなく、市民の視点に立ったサービスの充実・効果などの面での成果について、また、行革項目設定の適切さ、目標の定め方の妥当性の問題、又は実施上の不具合などの反省点についても、十分な精査を試みるなど、いろいろな角度から分析を行い、それらを次期行動計画へ適切に反映するよう取り組まれない。

特に企画財政部においては、単に部として次期行動計画を取りまとめるだけでなく、市の行政施策に関する総合的な調整等の所管部局として、多面的な方向から行動の成果と反省点を十分に掘り下げた全体的な総括や分析を行い、その結果を踏まえて、各部局への指導助言等に的確に活かされるよう取り組まれない。

〔子育て支援部〕

平成21年度の新規事業で、ひとり親家庭等の保護者に対する就労支援及び育児負担軽減のために、ファミリー・サポート・センターを利用したときの助成制度(所得制限有)を設けたが、平成22年1月現在、登録者が4名で利用者は2名という状況である。助成制度として、市民への制度PR不足なのか事業内容の問題なのか等の精査を行い、今後の推移も見て、利用増加の方策を検討されたい。

〔企画財政部〕

- 1 部所管の関連組織においては、この数年の間に、消防広域化に伴う災害・危機管理体制の構築や財団法人の新公益法人制度への適応など様々な課題が生じ、それらに対処するため、組織、人員、権限等に関する見直しの必要に迫られている。また、政権交代による政治状況の大きな変化に伴う公共事業の仕分けや政府への陳情方法の変更等によって自治体の対応環境が流動化している中で、今後、市政運営にとって実効性のある組織機能を持つよう、部自身に関しても検討する必要があると思われる。

各部局等が市全体として市民サービスを低下させずに、自治体の置かれた環境の変化に柔軟かつ迅速に対応することができるよう、行財政運営に係る総括所管部局として、市の行政組織と経営状況の検証等を適時に行い、さらに効率的で効果的な事務事業を実現するための望ましい行政組織の構築と維持運営の方策等について、総務部門とも連携の上、一層の研究を重ねられたい。

- 2 時間外勤務の縮減が図られながら、依然当部でも全庁他部局等でも、月当たりの時間数が本市の過重労働予防健康診断に該当する者が多く、業務が特定の職員にかたよっているとされる例が少なからず見受けられる。これは健康管理や人材育成の面で大きな問題であると同時に、時間外勤務全体量の多さが財政運営に影響を与えることも想定されるので、市の行財政運営に係る統括所管部局として、なおかつ自らも時間外勤務の多い部局として、所属職員の全体的な能力向上を図るとともに、むだな事務事業の洗い出しや事務量の削減方策、また効率的な事務処理方法の工夫といった観点から、課題への対処や執務環境の整備について、人事及び行革担当部局とも連携して積極的に取り組まれない。

- 3 各財団法人は、新公益法人制度の施行により、平成25年11月末までに公益財団法人に移行するか一般財団法人に移行するかの選択を迫られている。

公益を目的とする事業の比率が2分の1以上などいくつかの基準に該当し、公益認定審査会から公

益財団法人として認定されなければ、一般財団法人となるほかないが、そうなった場合に、市は、財政支援や人的派遣等について今まで同様の関与が可能なのか、他にどのような問題が生じるのかなどについて、市の行財政運営に係る総括所管部局として十分把握し、公益法人制度改革に対する問題認識を深め、課題を整理して、総務部門等とも連携を図りながら早目の対応を図られたい。

- 4 課に事務局が置かれている関連団体の中には事業費に対する繰越金の額が多額となっているものがあるので、事業の充実を図るか、負担金を軽減するなど必要な改善措置を講じられたい。

なお、社会環境や政治状況の大きな変化に伴う公共事業の仕分けや政府への陳情方法の変更等によって、各自治体の対応環境が流動している中であって、各部に事務局が置かれている関連任意団体が本当にその機能を発揮して役割を果たしているのか、団体の存在意義なども含めて今一度検証を行い、前回の監査でも指摘した各部局におけるそれら任意団体への負担金や補助金等のあり方について、有意義で実効性のあるものになるよう、指導助言されたい。

財務監査

〔現金取扱事務〕

- 1 保育所職員から給食費負担金を収納した際に、職員に対し領収証書を交付していないものがある。
(子育て支援部)
- 2 保育所職員の給食費負担金の算定を誤り、実際よりも多く収納しているものがある。 《返戻済》
(子育て支援部)

〔契約事務〕

- 1 条件付き一般競争入札を行う際に、当該入札の実施伺に入札保証金免除についての記載がないまま入札保証金を免除しているものがある。
(企画財政部)
- 2 契約を締結する際に、契約締結の起案文書に契約保証金の免除理由及び適用条項が明記されないまま契約保証金を免除しているものがある。
(子育て支援部)
- 3 契約書に業務内容を明記した仕様書が添付されていないものがある。(子育て支援部、企画財政部)

〔補助金等交付事務〕

補助金交付申請において、要綱に定める運営費補助対象としては妥当性に欠ける部分があると思われる経費を記載している事例があるので、補助金の趣旨を十分説明し、適正な制度運営となるよう整理されたい。
(子育て支援部)

〔物品管理事務〕

各保育園(所)に、自動対外式除細動器(A E D)が設置されているが、緊急時に誰でも使用できるような設置場所への誘導表示を行われたい。また、日常点検等、適切な保守管理を徹底されたい。
(子育て支援部)